

高等教育の修学支援新制度

国の高等教育の修学支援新制度は、経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう【日本学生支援機構による給付奨学金】と【大学の授業料減免】により、意欲のある学生のみなさんの「学び」を支える制度です。日本学生支援機構の給付奨学金を申し込み採用になることで、授業料減免が適用されます。

—— 令和7年度開始 多子世帯の大学無償化について

令和7年度から国の施策として、多子世帯(扶養する子どもの数が3人以上の世帯)の学生に対して、大学の授業料等を国が定める一定の額(私立大学の場合最大70万円)まで、所得制限なく減免される制度が始まりました。多子世帯に該当する場合、本制度を利用できる可能性があります。

- ※授業料減免は上限70万円です。授業料が全額無償となる制度ではありません。
- ※所得制限はありませんが、資産要件があります。
- ※本制度は、指定期間に申請し、審査で採用となれば適用されます。自動的に減免される制度ではありません。
- ※多子世帯とは、生計維持者が扶養する子どもが3人以上の世帯です。子どもが3人以上でも、就職等で扶養から外れている場合はカウントされません。

対象	募集時期 ^{※1}	適用期間 ^{※2}	給付奨学金	授業料減免額	内容
全学年	[前期]4月頃 [後期]9月頃	最短の修業年限の終期まで ※継続審査あり	下表参照	下表参照	日本学生支援機構の定める成績および家計基準を満たしている者に対し、給付奨学金の支給・授業料減免の適用を行う。

- ※1) 給付奨学金と授業料減免は同時に申請が必要。多子世帯の授業料減免希望者も、給付奨学金の申請が必要。
- ※2) 給付奨学金が廃止・停止になった場合、多子世帯に該当しなくなった場合は、適用外になります(毎年審査あり)。

		1子・2子世帯				多子世帯※2			
対象	条件	区分	給付奨学金※3		授業料減免	区分	給付奨学金※3		授業料減免
全学年 (入学前※1)	【1子・2子世帯】 住民税非課税世帯 及びそれに準ずる 世帯の者 【多子世帯】※2 多子世帯に該当す る世帯の者 全て成績審査あり	第Ⅰ区分	自宅通学	3万8,300円(4万2,500円)	70万円	第Ⅰ区分 (多子世帯)	自宅通学	3万8,300円(4万2,500円)	70万円
			自宅外通学	7万5,800円			自宅外通学	7万5,800円	
		第Ⅱ区分	自宅通学	2万5,600円(2万8,400円)	第Ⅰ区分の 3分の2	第Ⅱ区分 (多子世帯)	自宅通学	2万5,600円(2万8,400円)	70万円
			自宅外通学	5万600円			自宅外通学	5万600円	
		第Ⅲ区分	自宅通学	1万2,800円(1万4,200円)	第Ⅰ区分の 3分の1	第Ⅲ区分 (多子世帯)	自宅通学	1万2,800円(1万4,200円)	70万円
			自宅外通学	2万5,300円			自宅外通学	2万5,300円	
		—	—	—	第Ⅳ区分 (多子世帯)	第Ⅳ区分 (多子世帯)	自宅通学	9,600円(1万700円)	70万円
							自宅外通学	1万9,000円	
		—	—	—	多子世帯	多子世帯	—		70万円

- ※1) 進学する前年度の春以降に、在学する高等学校で募集の案内があります。
- ※2) 生計維持者が扶養する子どもの数が3人以上の世帯。
- ※3) 生活保護世帯及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額。
- ※採用後も、年に1回家計による見直しがあります。区分変更や給付・授業料減免の適用外になる場合があります。多子世帯に該当しなくなった場合も、適用外となります。
- ※年に1回、学業成績による適格認定があります。学業成績が一定の基準に満たない場合、廃止や停止になることがあります。